

第4回・第4期第4回宝塚市協働のまちづくり促進委員会

協働契約のあり方検討部会 議事録

開催日時	令和3年7月27日（火）18：30～19：40
開催場所	オンライン及び対面併用 (対面会議実施場所：市役所3階 3-3会議室)
次 第	1 開会 2 議事 （1）協働契約に係るガイドラインの作成について 3 その他 4 閉会
出席委員	1 オンライン出席委員 久会長、足立委員、平原委員、喜多委員、田中委員、中山委員 2 対面出席委員 松川委員、檜垣委員
開催形態	公開（傍聴人0名）

1 開会

事務局から、本日の出席者は7名（1名遅れてオンライン参加のため最終出席者は8名）であり、宝塚市協働のまちづくり促進委員会規則第5条第2項に規定する過半数の出席要件を満たしているため、会議が成立していること、及び傍聴希望者は0名であることを報告した。

2 議事

（1）協働契約に係るガイドラインの作成について

事務局より、他自治体のガイドラインから見えてきたことについて、配布資料に基づき説明を行った。意見の内容は以下のとおり。

ア （会長）他市のガイドラインでは「協働とは」という基本的なことから記載されているが、宝塚市では協働の指針で記載している。今回作成するガイドラインでその点も再度記載するのだろうか。また、従来型の契約と協働契約がどう違うかという辺りを市役所職員にもきちんと意識してもらうためにはどうすればよいか。また、契約に係る経費の積算については、NPOや地域団体にはそれぞれの特徴があり、一般事業者とは違うため、宝塚市の考え方を明記しないといけないのではないかという点。これら大きく3点について、今日は議論できたらと思う。

イ 協働契約と指定管理に絞ってガイドラインを作成するのがよい。

ウ （会長）指定管理を含めるという点について事務局から意見等あるか。

エ （事務局）指定管理については公募・非公募等の様々な施設があり、協働契約の中で示すことができるものなのか、また、市全体の契約の考え方にも関わるものなので、

この点についてはもう少し検討が必要であると思う。

- オ （会長）指定管理まで踏み込むと複雑になってくるので、今回は協働契約を中心にすることでよいと思っている。ただ、指定管理の場合でも、NPOや地域団体が受ける場合に契約として留意すべきことを強調されているので、読み替える形で読んでもらったらよいと思う。
- カ （会長）どういう団体とどういう形で契約をするのかという話の際、随意契約をする場合もあるし、プロポーザルを行う場合もある。そのあたりを協働という観点で見たときに、特徴やどういう選び方がよいのかというところは少し書いておく必要がある。
- キ 私自身はNPOの形で協働に関わったことはゼロに等しい。NPOの独特の事情について促進委員会の議論で分かってきたことがたくさんある。今後、協働を進めるに当たって、協力し合う人たちが費用面でしんどい思いをすることはなるべく避けたい。協働しない方がよかったなという事態は避けたい。能率や効率だけを求めてしまうとその辺りがぼやけてしまう不安がある。一見非効率的に見えても一周回ってよかったよねということもある。
- ク （会長）協働契約で協働を進めていくときの視点や評価基準を共有しておくことよいと思うので、この辺りも盛り込むとよい。「指定管理者制度が導入された一つの目的として経費削減があるが、なぜ同じ仕事なのに民間がやると経費削減できるのか」という点を、特に指定管理者の選定の際、いつも市役所の方に問うている。効率的という部分を費用面削減だけで見られると辛い。じゃあどういう評価の視点があるのかということはお互いに共有しておく必要がある。「市役所職員がNPOに就職し直した場合に本当にこういう契約でいけますか」という話をするが、それが一番分かりやすい観点になってくると思うので、そこを色々と記載しておく必要があると思う。
- ケ （会長）ろうきんでNPO等に対する融資を担当されていた方は、その融資の制度を作る前にボランティア団体側の立場を経験された。相手の立場や状況を市職員に認識してもらうような部分もガイドラインに記載したほうがよいと改めて思った。
- コ 中央公民館の指定管理者を決める会議に出たことがある。中央公民館の指定管理を受けている事業者は住民との関係性をうまく構築しているように思う。
- サ （会長）今後、ガイドラインについては誰が文章化を行っていくか。ワーキングチームを作るのか、たたき台を事務局に作成してもらうのか。いずれもありだとは思いますがいかがか。
- シ コロナの状況で集まるのは難しいと思う。他市の資料から宝塚市に適する部分を基に、市の方にたたき台を作成いただくのが一番効率的かと思うがいかがか。
- ス ワーキングチームを作るのもいいと思うが、なかなか集まりにくいと思う。草津市のハンドブックが分かりやすいので、その中から宝塚市が既に記載のあるところは省いて案を作成いただき、議論していけたらと思う。
- セ （会長）それでは事務局にたたき台の作成をお願いさせていただく。また、契約の問題は市役所内の合意形成も重要だと思うので、その点も含めて事務局でやっていただき、市としての一定の共有した方針みたいなものを提示してもらった方がよいと思う

ので、事務局としてたたき台を作成いただいた方がよい。

- ソ （事務局）事務局が素案を作成する形で進めたいと思うが、この点については、9月に第4期委員の最後の全体会があり、第5期委員への引継ぎも必要となるので、第4期最後の全体会で図の形で決めていただけたらと思う。第5期のメンバーに入れ替わった段階で、素案として提示させていただけたらと思う。
- タ 人件費の基準をしっかりと書いてもらった方がよい。今後、現在市と契約しているものが協働契約になるのか通常の委託契約になるのかということを考えるためにも人件費の基準をきっちり書いておいてもらった方がよい。
- チ （会長）市の中でも外部の方と仕事をするときの費用の基準を決めていると思う。他市の事業仕分けの際、市民活動センターへの委託費が安すぎるという意見が出た。中間支援というのは専門能力がいるのに市の契約職員の賃金で考えるのはおかしいのではないかという意見があった。その延長上で言うと、最低賃金にするのか、市のアルバイトの契約職員の賃金基準にするのか、専門能力がある職員の基準とするのか。一律の基準でなくてもよいと思うが、どういう場合にどの基準を適用するのかをお互いが共有しておいた方がよいというご提案だと思う。人事の方とも協議いただき、宝塚市は今後こういった給与体系で契約するのかを考えていただけたらと思う。
- ツ 他市の資料においても、専門的な仕事をする方には社会的に認められている金額で契約するという記載がある。また、仕事の内容に応じて記載しているところもある。どこまで書くかは難しいところではあると思うが、書けるところまで記載いただきたい。また、市役所の各事業費の予算には担当課の職員の人件費が入っていなかったり、建物の維持管理費なども入っていないと思うので、間接経費というものが市役所で仕事されている方にとっては分かりにくいと思う。他の自治体の資料では、120%間接費をつけるという記載もある。新たに協働の契約をしていく中でそこをどう考えるのかについては、もう一度皆さんとも意見交換する中で考えていく必要があると思う。
- テ 宝塚市の財政状況を見ると今までどおり事業費だけでやらせてよという話になると思うが、「宝塚市の将来に向けて協働を推進するために協働契約というものを作るんだ」という内容は協働の指針等にも記載されていないので、この点については絶対に一文入れていただけたらと思う。
- ト （会長）NPOが何者なのかについて、市職員の理解が十分でないところに一番大きな原因がある。市民団体の延長上でNPOを見られると「なぜ間接費がいるのか」という話になる。逆に、NPOは事業者の一つと見ていただくと民間事業者と同じ取扱いになる。NPOが何者なのかというところの認識が根底からずれている。NPOは新しいタイプの事業者という見方をしてもらおうと人件費や間接経費も民間事業者並みになる。この点をしっかりと書いておく必要がある。
- ナ （会長）財政部局はとにかく費用がかからない方向に持って行くというのが使命なので、お金払いたくないというのが基本原則になっているが、本当にそれでいいのかというところが今までの議論だと思う。パートナーとしてやっていくのであればそれなりの費用が発生することをちゃんと認識していただきたい。床やコピー機などがあつ

て当たり前だという感覚だと、なぜコピー機代を払わないといけないのかということになる。事業に必要な分だけを間接経費として挙げるのは当たり前であることを市職員の方にもしっかり認識してもらいたい。

ニ 間接費をつけることが当たり前になることによって、市役所職員にとっても市民団体にとってもこういった形にしたことがよかったねとなると思う。少しでも安くという点も市職員として大事な視点であり、間接費をつけることでお金や手間もかかることになるかもしれないが、最終的に地域も活性化すると思う。

ヌ 10年以上前に公民館を指定管理にするかどうかという会議に出ていたことがある。行政も無駄な部分は削っていく。一般企業は行政にならえの部分もあって、行政を追いかける形で削っていく。企業の利益が少なくなり、結果的に税収も下がって負のスパイラルとなる。そういうことを考えてあえて削らないという発言がその会議であったことを思い出した。財政上難しいという部分もあると思うが、今後の協働を考えると費用面で持ちこたえてほしいと思う。どうやってその点をガイドラインに盛り込むか難しいと思うが記載してほしい。

ネ (会長) 市側の言い回しで「今までこれだけの額でやっていたのになぜできないのか」というのがよくある。「今までは我慢しており、本当はこれだけほしかったんです」という観点に立つと増やそうという論理になるが、逆の方向でいくと困る。さらに言われるのは「おたくのところと同じ仕事内容をほとんど無償でやっているところもありますよ」という言い方もされる。これもどう考えるか。この辺り、パートナーシップで色々な団体とやっている場合、どこの場合はどうなのかという整理をしておく必要がある。市民団体側も安請け合いをしてはいけない。正当な費用がもらえなくなる。

ノ まさにそうだと思う。とある県の事業を人件費もついていない事業はやれませんかと返した。コンプライアンス上もおかしいですとお断りした。まさにそれをしなければいけない時期なのだと思う。それとともに市民活動団体としては、事業者としてどうやって承継していくかを考える必要がある。次のリーダーを育てていくことも必要。協働契約は市民活動団体にとっても宿題をもらうことになると思っている。

ハ (会長) この2年間コロナ禍で仕事ができなくなったNPOもたくさんある。民間企業だとリスクに対する資産を持っている。どうしてNPOがそれをできないかという、たくさんお金を残してしまうと問題だと市から言われてしまうからである。そのため、リスクに直面したときに持ち合わせがなくリスク管理ができない。20%の間接経費をうまく工面する中で少しずつ蓄えを増やして行ってリスク管理をしていく観点もある。市の職員の方はコロナ禍のつらさを実感しにくい立場だと思う。そういう意味で、相手の状況というのもガイドラインに記載いただいて、市民活動団体やNPOや地域活動団体がこういう状況でありこういう悩みを抱えているという点を市職員の方にうまく伝えられるような書きぶりもほしい。

ヒ NPOも経営の感覚が必要だと感じている。

フ (会長) 大学の管理部長と話をしていた際、冗談で研究室を一平米当たりでレンタル料取ろうかという話になった。こういう感覚は大事であり、費用が発生しているとい

う感覚を持った方がよい。事業を行う中で当たり前のことを当たり前にしていくことが必要。

- へ (会長) 尼崎市の資料に関して、市民活動助成と提案型の協働の委託事業との区別がないまま応募される方がいる。協働事業はどういうものを指すのかというところを市民活動団体側も持っておかないといけない。自分たちがやりたいことに対してお手伝いをするというのが活動助成である。一方で、協働は本来市役所がやる仕事を一緒にしませんかという感覚で提案をするので、市役所にやってほしい部分を市役所に提案できないといけない。市民活動団体側へのメッセージとなるが、こういった点もしっかりと記載してほしい。
- ホ (事務局) 草津市の資料がよいということと、指定管理の記載は難しいという点を踏まえてガイドライン素案の検討を進めていきたい。第5期までに少し時間があるので、契約部局とも打ち合わせをしたい。国の契約の考え方を委員の皆さんに知っていただく必要もあるかなという思いもある。また、法律によって決まっていることとの整合性、宝塚市の実態も踏まえて、たたき台を出せるようにしたい。
- マ (会長) 市の事情という部分も共有しておいた方がよい。市民活動団体側もこの点について知っておいた方がよい。ただ、前も申し上げたが、できないと勝手に思い込んでいることもある。慣例でできないと思い込んでいるところもあるので、根拠を示して話をしていったほうがよい。
- ミ 今回の資料で他の自治体のガイドラインがあるが、どこの市もこれらのガイドラインを作られているということは法令上問題ないと考えて差し支えないか。
- ム (会長) 深く突っ込んでいったときに法令上触れるような場合もある。
- メ では今回の資料のレベルであれば書けるということですね。
- モ (事務局) 他自治体も法令等把握された上で作成されているとは思いますが、宝塚市として作成する場合もしっかりと根拠を理解した上で作っていかなければいけないと思う。全庁に適用されていくものなので、説明責任もある。庁内の意見も当然聞いて作っていくことになる。委員の皆様にもご理解いただいでつくっていくものだと思う。そういったところを意識して作っていきたい。

3 その他 特になし

4 閉会

以 上